

2020.July

274

令和2年7月発行

商工連情報誌

なるほど神奈川

Kanagawa Prefectural Federation of Societies of Commerce and Industry

神奈川県商工会連合会

〒231-0015 横浜市中区尾上町5-80

(神奈川中小企業センター10階)

TEL 045-633-5080 FAX 045-633-5081

URL <http://www.k-skr.or.jp>

◎発行責任者／関戸 昌邦 2020.7

新型コロナウイルス感染症に関する各種支援策について

この度の新型コロナウイルス感染症により、商工会地域の中小・小規模事業者の皆様にも多大な影響が生じていることから、本号では、事業者の皆様方の関心の高い国及び県の助成金や補助金等の概要を紹介いたします。

また、各地域の商工会では、資金繰りに係る経営相談を始めとして、各種の助成金や補助金等の申請のサポートも行っておりますので、お気軽にご相談ください。

助成金

1 持続化給付金（国）

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に広く使える給付金です。

① 給付対象

- ・中堅企業、中小企業、フリーランスを含む個人事業者その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比で50%減少している者。

② 給付額

- ・中小法人は200万円 個人事業者は100万円
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

③ 申請期限 令和3年1月15日（金）

2 家賃支援給付金（国の令和2年度第2次補正予算による措置）

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を支援するため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して支給します。

① 給付対象

- ・テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当する者。

- （1）いずれか1ヶ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- （2）連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

② 給付額

- ・申請時の直近の支払い家賃（月額）に基づき算出される給付額（月額）の6倍（6ヶ月分）。

③ 給付率

- ・給付率は2/3、給付上限額（月額）は法人50万円、個人事業者25万円とし、6ヶ月分を給付。加えて、複数店舗を所有する場合など、家賃の総支払い額を考慮して、上限を超える場合の例外措置を設ける。

※支払家賃（月額）のうち給付上限超過額の1/3を給付することとし、給付上限額（月額）を法人100万円、個人事業者50万円に引き上げる。

3 感染拡大防止協力金（第2弾）（神奈川県）

県の休業要請等に協力し、また、自主的に休業や夜間営業時間の短縮に協力の中小企業または個人事業主等に交付します。

① 交付要件（全て満たしていることが必要）

- （1）中小企業又は個人事業主等である。
- （2）令和2年5月6日以前に開業しており営業の実態がある
- （3）休業等を行う事務所または事業所が県内にある
- （4）休業等を行う事業は、人との接触や対面での作業がある
- （5）新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自主的に5月7日から26日までの15日以上休業等をしている
- （6）（個人事業主の場合）休業等を行う事業による所得の全てが事業所得である
- （7）休業等を行う事業が、農業、漁業、林業ではない（ただし、一般消費者向けの販売・サービス等を行う事業は対象）

② 交付額 1事業者あたり10万円

（事業所の賃借による加算はありません）

③ 申請期限 令和2年7月14日（火）（郵送：当日消印有効）

④ 申込方法 郵送または電子申請

【神奈川県から】 感染防止対策取組書・LINEコロナお知らせシステムにご協力をお願いします。（詳しくは県ホームページをご覧ください。）

URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/mv4/corona/osirase.html>

補助金

令和2年6月15日時点

1 小規模事業者持続化補助金（一般型）

小規模事業者等が取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。

① 補助対象者 小規模事業者であること

② 補助率 2/3

③ 補助上限 50万円

上記に加えて、次の枠を追加して申請可能。

- ・「事業再開枠」補助上限：50万円、補助率：定額（10/10）

- ・「追加対策枠」補助上限：50万円、補助率：2/3又は定額（10/10）

※創業事業者の特例（上限100万円への引上げの要件緩和）（当面の間、2020年創業者については創業の事実は登記簿又は開業届の写しにより確認）

※「事業再開枠」の取組は5月14日以降に実施した取組まで遡って補助。

※「追加対策枠」はクラスター対策が特に必要と考えられる特例事業者（ナイトクラブ、ライブハウス等、公募要領に掲げられている業種）が対象。

④ 第3回受付締切 令和2年10月2日（金）[郵送：当日消印有効]

第4回受付締切 令和3年2月5日（金）[郵送：当日消印有効]

※4次締切後も申請受付を継続し、複数回の締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います。（制度内容、予定は変更する場合がございます。）



2 小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）

新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために前向きな投資を行いながら販路開拓等に取り組む事業者を支援いたします。

① 補助対象者 小規模事業者であること

② 補助率 2/3（取組内容により3/4）

③ 補助上限 100万円

上記に加えて、次の枠を追加して申請可能。

- ・「事業再開枠」補助上限：50万円、補助率：定額（10/10）

- ・「追加対策枠」補助上限：50万円、補助率：2/3、3/4又は定額（10/10）

※売上高が前年同月比▲20%以上減少した小規模事業者で、補助金の早期の受領を希望する事業者に対しては、補助金交付決定と同時に概算払いによって交付決定額の1/2を即時支給する。

※2月18日以降に実施した取組まで遡って補助。ただし、「事業再開枠」の取組は5月14日以降のもの。

※「追加対策枠」はクラスター対策が特に必要と考えられる特例事業者（ナイトクラブ、ライブハウス等、公募要領に掲げられている業種）が対象。

④ 第3回受付締切 令和2年8月7日（金）[郵送：必着]

第4回受付締切 令和3年10月2日（金）[郵送：必着]



3 その他の補助金（コロナ対応）

① ものづくり・商業・サービス補助金（通常枠・特別枠）

② IT導入補助金（通常枠・特別枠）

※詳細については、経済産業省ホームページ等にてご確認ください。

【経済産業省ホームページについて】

経済産業省では、「新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者の皆様へ（資金繰り、設備投資・販路開拓、経営環境の整備）」等の対策をホームページで公開しています。

制度内容の改訂が随時行われておりますので、活用にあたっては最新の情報をご確認ください。

URL <https://www.meti.go.jp/covid-19/>



